

神戸市職員共済組合ホームページ広告掲載事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「神戸市職員共済組合ホームページ」（以下「共済組合ホームページ」という）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の基本原則）

第2条 共済組合ホームページに掲載する広告及び当該広告がリンクしているページの内容については、他のページとの調和に配慮し、かつ次の各号に留意しなければならない。

- (1) 公正で誠実なものであること
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること
- (4) 品位を保ち、真実を伝えるものであること
- (5) 広告関連法規及び社会秩序を遵守するものであること

（広告の範囲）

第3条 前条の趣旨に鑑みて、次の各号に該当するものは承認しない。

- (1) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (2) 政治性のあるものや選挙に関係するもの
- (3) 宗教への勧誘や迷信、非科学的なものに関するもの
- (4) 個人・団体の意見広告と名刺広告
- (5) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- (6) 人事募集にかかるもの。ただし、国・地方公共団体等が行うものを除く
- (7) フランチャイズチェーン・代理店の募集にかかるもの
- (8) 法令等に違反または抵触する恐れのあるもの
  - ア 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の広告
  - イ 医療法・薬事法等の広告制限に抵触する恐れのあるもの
  - ウ 特定商取引に関する法律の広告規制に抵触する恐れのあるもの
  - エ 不当景品類及び不当表示防止法の表示規制に抵触する恐れのあるもの
  - オ 健康増進法の誇大表示に抵触する恐れのあるもの
  - カ その他法令等に抵触する恐れのあるもの
- (9) 社会的な観点等から適切でないもの
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告
  - イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現である広告（神戸市男女共同参画の推進に関する条例第8条に該当する広告）

- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に定める風俗営業及び兵庫県青少年愛護条例で規制される営業行為等
  - エ 貸金業法（昭和58年5月13日法律第32号）第2条に規定する貸金業
  - オ 都道府県知事又は市の許認可を受けていない、届け出をしていないなど各種手続きを行っていない社会福祉施設等の広告
  - カ 文部科学省・都道府県の認可を受けていない学校、専修学校及び各種学校の広告（ただし、国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている団体は除く。）
  - キ 青少年保護や健全育成に好ましくない広告
  - ク 名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害、業務妨害の恐れのものや、差別を助長するもの
- (10) 消費者保護の観点から適切でないもの
- ア 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識させるような投資信託等、その他投機性の強い広告
  - イ 医薬品・医薬部外品・化粧品・健康食品などの広告で、許可の範囲を逸脱した効能や効果を表現したり、不当に安全性を強調したりなどする広告
  - ウ エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などの施術、役務サービス業の広告
  - エ 自己の優位を強調するため、他の商品と比較する表現の広告
  - オ 投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大など、過度の宣伝になるもの
  - カ 過去5年間に公的機関、行政機関から悪質な行為などにより、指名停止などの行政指導を受けた悪質な企業の広告
  - キ 結婚相談所または交際紹介業に関する広告
  - ク 探偵事務所、興信所等の調査会社に関する広告
  - ケ 特定商取引に関する法律で、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引と規定される業種に関する広告
  - コ 店舗販売を行わず、通信販売のみを行う事業者の広告。ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している事業者を除く。
  - サ 募金など資金の募集に関する広告。ただし、国の免許、認可などを受けたものを除く
- (11) 次に掲げる広告
- ア 皇室関係の写真、紋章を使用したもの
  - イ 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの、明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの
  - ウ アマチュアスポーツの選手や役員の氏名、写真、推薦文を使用したもの
  - エ 国土地理院の地図を無断で使用したもの
  - オ 神戸市、神戸市職員共済組合及び神戸市職員共助組合並びに神戸市職員信用組合（以下「厚生団体」という。）が指定もしくは紹介する事業者が行う事業と類似するもの、または、あたかも推奨しているような表現のもの
  - カ 住宅等不動産の販売等に関するもの

キ その他、共済組合ホームページへの掲載が適当でないと思われるもの

- (12) 前各号に該当するものにおいても、神戸市が行う事業に関連する広告で、神戸市から副申書の提出があるもの、及び本要領に定めのない広告は、当該企業に関する情報を考慮し神戸市職員共済組合（以下「共済組合」という。）が判断する。

（広告の優先順位）

第4条 広告主並びに広告内容の優先順位は、次の順位によるものとする。ただし、神戸市または厚生団体が行う事業と競合するものに該当する場合は、掲載順位が低いものとして取り扱う。

- (1) 第1位順位

神戸市、外郭団体

- (2) 第2位順位

国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの

- (3) 第3位順位

日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、市内に事業所等を有するもの

- (4) 第4位順位

厚生団体の契約業者等

- (5) 第5順位

前4号に掲げるもの以外で共済組合が認めるもの

（広告の規格及び掲載位置）

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) バナー画像のサイズは、横394ピクセル、縦110ピクセル、データ容量20KB以下

- (2) 形式 G I F（アニメ可）、または J P E G

- (3) 画像が変化又は移動する場合は、目への負担が大きくなるように、また光感受性発作を誘発させないようにしなければならない

- (4) 広告を掲載するページ、位置及び枠数は事務局次長が定める

（掲載料金）

第6条 掲載料については、1枠につき、月額5,000（税込）、年間50,000（税込）とし、掲載期間は、1ヶ月単位とする。

（ホームページ広告の掲載期間）

第7条 広告を掲載する期間は、1ヶ月単位とする。

2 前項の規定にかかわらず広告掲載開始日もしくは終了日が神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる神戸市の休日に当たる場合、共済組合事務局次長は広告掲載料を減額もしくは増額することなく、掲載期間を伸縮することができるものとする。ただし、掲載期間を伸縮する場合は、あらかじめその旨を広告掲載希望者に通知するものとする。

3 広告掲載期間中、共済組合の都合により共済組合ホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日

数に合わせ掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（掲載希望者の募集）

第8条 広告掲載希望者の募集は年度毎に募集及び決定するものとし、共済組合ホームページなどの広報媒体を活用して公募する。

2 前項による募集の後、空きがある場合については、追加の広告主を募集及び決定することができる。

（掲載の申し込み）

第9条 共済組合ホームページへの広告掲載希望者は、共済組合が定める広告申込書により、郵送、FAX、またはEメールで事務局次長が指定する期間内に申し込むこととする。ただし、1ヶ月単位に申し込みを繰り返し、掲載期間を連続して延長することは認めない。なお、共済組合は必要に応じて、掲載を希望する企業に関する資料を求めることができる。

（掲載決定等）

第10条 事務局次長は、第2条及び第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 事務局次長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について「神戸市職員共済組合ホームページ広告主の決定について」により広告掲載希望者へ通知する。

3 事務局次長は、広告掲載希望数が第5条に規定する枠数を超えたときは、第4条に掲げる順位により決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先する。

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第5条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

（広告掲載料の納付）

第11条 広告掲載料は、掲載の決定後、事務局次長が定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、事務局次長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告内容等の変更）

第12条 事務局次長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、またはこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主の都合で画像の変更やリンク先の変更を行う場合は、1ヶ月を単位とする。

（広告掲載の取り消し）

第13条 事務局次長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿（データ）の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主、バナー広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはその恐れがあるとき、またはこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (5) リンク先ホームページにWeb 感染型ウイルスによる感染が認められたとき
- (6) その他、共済組合ホームページへの広告掲載が適切でないと共済組合が判断したとき

（広告掲載の取り下げ）

第14条 広告主は自己の都合により、共済組合ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により事務局長等に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第15条 広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料を返還する。ただし、第13条第2項から第6項に掲げる理由により、広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

（広告主の責任等）

第16条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 第三者から、広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（所管）

第17条 この要領は、共済組合企画係が所管する。

（雑則）

第18条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項については共済組合事務局次長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年1月31日から施行する。  
（あじさい通信広告掲載要綱の廃止）
- 2 あじさい通信広告掲載要綱（平成25年4月24日決定）（以下「要綱」という。）は、廃止する。  
（あじさい通信広告掲載要綱の廃止に伴う経過措置）
- 3 要綱に基づく平成28年度分までの広告の決定については、要綱は、なお効力を有する。  
（住宅ローン広告に関する内容の指定）

附 則

（施行期日）

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。